

年金だより

保険料の追納と離婚時の年金分割について

市民課医療年金グループ (☎84-5005)

日本年金機構津年金事務所 (☎059-228-9112)

●国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ
国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなります。

受け取る年金額を増やすために、免除などの承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば遡って納めること(追納)ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納する場合は、市民課医療年金グループまたは津年金事務所でお申し込みください。

●日本年金機構ホームページ

URL <https://www.nenkin.go.jp/>

●離婚時の年金分割について
(請求は2年以内に！)

離婚等をした際に一定の条件を満たしていれば、婚姻期間中の厚生年金納付記録を分割して、それぞれ自分の年金にする制度があります。

分割方法には、「合意分割制度」と「3号分割制度」があり、その割合は法律で定める範囲内で決めることとされています。

年金分割に関する相談・手続きは、津年金事務所へお問い合わせください。

※市役所では相談・手続きはできませんのでご注意ください。

次の場合は、離婚時の年金分割の請求をすることができません。

(1) 離婚等をした日の翌日から2年を経過している。

(2) 離婚等をした後に相手が死亡し、1カ月を経過している。

一般公開

9月

体育施設

●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月			テニス
火			バドミントン
水		卓球、バドミントン、バスケットボール、ソフトバレー	バスケットボール、ハンドボール
木			バドミントン
金			卓球、バドミントン
土			卓球、バドミントン
日			バスケットボール

個人使用デー 9月は無し

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月			卓球、バドミントン
火		卓球、バドミントン、	バドミントン、ニュースポーツ(ソフトバレー含む)
水		バスケットボール、	バスケットボール
木		ソフトバレー、	バスケットボール、バレーボール
金		ニュースポーツ、	卓球、バドミントン
土		バレーボール	バスケットボール
日			卓球、バドミントン

個人使用デー 9月13日(月)～17日(金)

●関B & G海洋センター (☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出しは行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐときは、保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設へお問い合わせください。

<施設利用時間>

午前	9:00 ～ 12:30 (12:00)
午後	13:00 ～ 17:30 (17:00)
夜間	18:00 ～ 21:30

※()は関B & G海洋センターのプール

<施設利用料金>

一般	100円 (200円)
中学生以下	50円 (無料)

※()は関B & G海洋センターのプール